

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取り組み事項

2022

1. 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担の軽減及び処遇に関する責任者
看護部長 田坂嘉子
- (2) 看護職員の勤務状況の把握等
 - ①勤務時間 平均週 38 時間(うち労働外時間平均 0.5 時間)
 - ②夜勤に係る配慮
仮眠 2 時間を含む休憩時間の確保
 - ③看護職員の勤務状況 (勤務時間、超過勤務、有給取得率等) を把握し、必要があれば提言を行い改善する
- (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会または会議
開催頻度：年 6 回
参加人数：平均 10 名
- (4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
計画の策定
職員に対する計画の周知
- (5) 取組事項の公開
院内掲示及びホームページ

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

- (1) 業務量の調整
時間外労働が発生しないような業務量の調整
- (2) 看護職員と他職種との業務分担
医療事務、薬剤師、セラピスト、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、
医師事務作業補助
- (3) 看護補助者の配置 (夜間配置あり)
日常生活の支援や病棟内環境整備、移動・送迎介助のほか、事務的業務等を行う看護補助者の配置
- (4) 短時間正規雇用の看護職員の活用
- (5) 多様な勤務形態の導入
- (6) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
夜勤の減免制度、休日勤務の制限制度、半日・時間単位休暇制度、他部署等への配置転換

3. 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

- 11 時間以上の勤務間隔の確保
- 正循環の交代周期の確保
- 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫
- 夜間を含めた各部署の業務量の把握